

# 中国における民族区域自治制度に関する いくつかの問題

ボヤント

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

(2012 年 9 月 29 日 受理)

## I まえがき

中国における民族政策や民族区域自治制度を研究する際、いくつかの概念が非常に曖昧である。とくに自治の概念、民族の概念及び自治権力の権限概念などが通常使われている概念と、かなり違っている。本稿では、中国で言われている「自治」の概念、「民族」の概念、「民族認定」、「民族区域自治制度」、「民族区域自治法」などの基本的特徴を論じて、それらの特徴と具体的に実施されている政策との間に、どのような違いがあるかを明らかにする。これは多民族国家でありながら社会主義の道に行きつつある中国における民族問題を理解する上にも欠かすことのできない研究である。

## II 自治の概念およびその役割

「自治」という概念についてはいろいろな定義があるが、大半は「自分のことを自分で解決する」という意味に解釈している。「自治」(autonomy)という文字は、ギリシア語で、「自己管理」という意味である。また、哲学でい

う「自治」は、人間が自分の理性で意志を決めるることをいうのである。さらに自然科学でいう「自治」は、有機体の独立性を意味し、法学と政治学でいう「自治」は、以下の四つの内容を含んでいる。すなわち、(1) 個人がある事柄を自由に解決する権利 (2) 独立と同意語 (3) 権力を委譲すること (4) 自治体が特定な範囲で立法、行政、法制化する権限の以上である<sup>1</sup>。原則としては国の中でエスニック・グループが自分の内部行政を自分で決定すること、またこの行政は独立性が高く、国家と中央政府からの影響をあまり受けないということである。だが、独立、分裂までにはいたらない。例えば、日本では、地方自治の趣旨に基づき、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして効率的な行政を確保することを目的とした地方自治法が定められている<sup>2</sup>。日本の都道府県、市町村では、自治を行う権限があって、様々な面で運営されている。それぞれの地方自治団体には議会があり、選挙、議会、公安委員会、審査委員会など多数の自治機関がある。

また、旧ソ連の各連邦国、アメリカ合衆国の各州は、ある意味では自治制度である。イギリスから独立したアイルランド共和国は、かつてイギリスの自治制度が実施されていた地方であった。イタリア北部の州では、テレンティーノ (Trentino-Ai · to Adi · gr) 自治地区とボルツァーノ (Bolzano) 自治地区があつて、テレンティーノの人々はイタリア語で話すが、ボルツァーノの人々の三分の二はドイツ語を主体に話す<sup>3</sup>。またスペインは、1978年から民主化時代に入り、北部のバスク地方では、バスク地区自治共同体 (the Autonomous Community of the Basque Country) と、ナバラ (Navarra) 自治州を実現させてきた。バスク地区自治共同体は、アラバ (Alava)、ジプスコ (Guipuzcoa)、ビスカヤ (Vizcaya) の三県で構成されている<sup>4</sup>。要するに、政治学での自治というのは、自治を行っている地方・団体がある程度の権限を持つことに関わっている問題と考えられる。

多民族国家における自治と自決のことを適切に解決するかどうかに関わる問題は、それぞれの国家の領土、主権、経済、文化、人権、内部紛争などにいたる問題であると考える。コソボが独立したケースと東チモールが独立したケースは、多民族国家においては慎重に考えるべき問題である。エスニック・グループや少数民族に対する自治制度は、国々の経済発展、科学技術の発展及び国民国家の形成に大きな役割を担う。自治することにとっては、法制的であることが極めて重要と言うべきだ。自治の要素としては、自治権力 (autonomous power) と自治権利 (autonomous right) がある。その自治権力は、政治的、法律的意味を深刻化し；自治権利は経済的、文化的意味を深く現させることである。地方自治は、エスニック・グループや少数民族の団体利益に関わり合いになり、区域自治は、エスニック・グループや少数民族のその全体地域の利益に関わるのである。自治はその国家の権力の一部であり、自治を行う機関は、国

家の立法、司法、行政に関わることである。

自治論を唱えた人々は、地方自治と区域自治とに大別される。一定の領域の上の自治、すなわち属地的自治と、地域にかかわりのない団体に自治する属人的自治というようにも唱えていた<sup>5</sup>。いずれにせよ、エスニック・グループや少数民族の政治、経済、文化を、主として法律的に保障しなければ、自治ということはそうやすやすとできるわけではない。とりわけ、国家権力で弾圧し、反対するのは、良い方向に解決するわけがない。エスニック・グループや少数民族の中で、自分のことを自分で解決するための選挙を行い、民主的代議制で代表を選び、国の立法、司法、行政機関及び国家の最高機関のトップに参政させれば、自治の役割は大幅に向かっていくと考える。だが、中国での民族や民族区域自治制度は、それなりの特徴がある。以下は、それについて述べていく。

### III 中国における「民族」の概念及び「少数民族」の認定

#### III-1 中国における「民族」の概念

(1) 中国では、「民族」という概念は、我々の意識している「国民 (ネーション、Nation)」、「市民 (citizen)」とは違った内容と意味を包含している。中国語での「民族」という文字には、少なくとも二つ以上の概念が包含されている：①「民族主義」、「中華民族」、「愛國愛民」、「民族英雄」という言葉で表される時の「民族」は、中国にいるすべての民族を対象にしている。それを中国語では「人民」、「公民」とも表わす。②「民族区域」、「民族教育」、「民族服飾」、「民族文化」、「民族学」、「民族問題」、「民族政策」、「民族幹部」、「民族団結」という言葉で表わす「民族」は、中国での漢族以外のその他の民族を指し、習慣的にそれらを「少数民族」<sup>6</sup>とも言う。また、さらに詳しく言えば、「愛國愛民」、「愛軍愛民」という言葉で表わす「民族」は、「国民」の意味をも含めている。

1912年に成立した中華民国の時代でも、「民族」の概念は非常に曖昧であった。例え「中華民国」、「驅除韃虜、返我中華」、「三民主義」、「国民党」、「民国」などの言葉に含まれる「民族」の概念は、漢族だけのことを指しているが、孫文の「五族共和」には漢族以外の民族のこととも含まれているのは明白である。1912年1月1日、孫文は「中華民国臨時大統領宣言書」を発表し、中華民国が成立したこと公布し、南京で臨時大統領に就任した。この宣言には、「人民は国家の筋である。漢、満、蒙、回、藏は合せて一つの国になる。すなわち、漢、満、蒙、回、藏の諸族は一つの民族である。これは民族の統一だ」<sup>7</sup>と言い出し、初めて「五族共和」論を提唱した。「中華民国臨時大統領宣言書」では、「漢」は、当時の中国の中原地域の17省を指していて、「蒙」は外モンゴルと内モンゴルを、「回」は新疆ウイグル地域、「藏」はチベット地域、「満」は東北地域をそれぞれ指していた。この時代における孫文の「五族共和」理論には、周辺民族（エスニック・グループ）を同化し、融合し、一つの漢族国家にする「中華民族（Chinese nation）」を実現する目的があった。これ以外に、孫文が提出した「驅除韃虜、返我中華」には、北の諸民族（エスニック・グループ）を「韃虜」と言い、漢族を「中華」と言った。1923年1月に公布した「中国国民党宣言」には、「我が党の民族主義は、民族と民族との間の不平等を解消し、国内の各民族を団結させ、大中華民族を完成すること、このことはヨーロッパ大戦争以来、民族の自決権が日増しに正義的なことになってきていくことにも表れている。我々は以上のような考え方、精神に基づき、国内の民族を進化させ、国外の民族を平等に扱う」<sup>8</sup>ことを提唱した。この宣言のポイントは、国内では漢族以外の民族を「進化させる」、すなわち、同化させ、一つの中華民族になり、外国とは対等に存在するという意味を表わしている。これと同じことは、孫文がしばしば主張してきた「五族共和」論、「三民主義」講演、1919

年の五色旗を青白旗に変えたことと、さらに1924年1月23日に公布した「中国国民党第一次全国代表大会宣言」に表されているように、漢族以外の民族（エスニック・グループ）に対する国民党の理論は、その他の民族を同化することを目的とした国民統合そのものであった。その後、中国国民党の民族主義は、孫文が唱えたほかの民族を同化させる思想を継承してきた。1926年の1月に開催した「国民党第二次全国代表大会宣言」、1929年3月に行われた中国国民党第三次全国代表大会では、「同化」や「中華民族」が主流の内容であった。とくに、ロシア勢力の新疆ウイグルへの影響、内モンゴルの自治や自決運動の高まりと日本との関係の過熱化、イギリス勢力のチベットへの影響、満州國など様々な政治的影響で、国民党は、孫文の「中華民族」の概念を中心に展開してきたのである。

(2) 中国共産党の民族についての認識や概念は、国民党とは共通点があるが、相違点もある。中国共産党が、初めて民族自治問題を提言したのは、1922年7月に開催した「中国共産党第二次代表大会」と「國際帝国主義と中国、中国共産党の決議」においてである。この会議では、「帝国主義が提唱している民族平等、民族自決、人類の平等などは、調子がいい言葉だけに過ぎない、帝国主義の提唱はある種のペテンである」、「ただ帝国主義を打倒すれば、平等と自決を達成する」<sup>9</sup>と述べている。「中国共産党第二次代表大会宣言」では、「モンゴル、チベット、回疆三部に自治を実行して、民主自治邦にする。中国の本部を自由連邦制で統一し、モンゴル、チベット、回疆では中華連邦国を建設する」<sup>10</sup>と述べている。これは、中国共産党が、初めて周辺民族問題について提唱した綱領である。この綱領で、「自治」に言及し、「民主自治邦」及び「連邦共和国」を建設することを提言したのである。

1923年6月、中国共産党は第三次全国代表大会を開催し、「中国共産党の党綱草案」を探査した。この草案では、「チベット、モンゴル、新疆、青海などの地域と中国本部との関

係については、諸民族が自決する」<sup>11</sup>と規定し、諸民族の自決権を強調した。1928年7月9日、中国共産党は、第六次全国代表大会を開催し、「政治決議案」を通過させ、「中国を統一し、民族の自治権を承認する」<sup>12</sup>ことになった。これはその時代における中国共産党の10個の政治主張の一つでもあった。1931年11月7日、中華ソビエト第一次全国代表大会では、「中華ソビエト共和国憲法大綱」を規定し、「中国ソビエト政権は、中国国内の各少数民族の自決権を承認すると、同時に、各弱小民族が中国から離脱し、独立した国家を成立する権利を承認する。モンゴル、回、チベット、ミアオ、リー、コリア人など中国の国境に居住している少数民族は、完全に自決する権利がある。かれらには、中国ソビエト連邦に加入するか、或いは離脱する権利がある、自分の自治区域を建設する権限もある。」<sup>13</sup>と規定した。

中国共産党のこの時期における民族についての概念は、民族の自治、独立を認め、連邦制をも認めていた。この時期では、「少数民族」という明確な概念はなかった。また、漢族を中華民族とも言っていなかったのである。これにとどまらず、1937年までは、中国共産党は、民族についての概念では、民族の自治や独立などを認めていた。この間の基本的概念は、スターリンが使っていた民族という概念でもあった。

1938年10月から1945年8月までの間、中国共産党の民族についての概念及び自治、自決についての態度は変遷した。上述したように、民族の自治、自決、独立、連邦などを認めていたが、実際はこの時期から、中国共産党は中国の統一した国家の枠組みの中での民族自治権力への方向へ歩みつつある。1937年8月15日、「中国共産党抗日救国十大綱領」では、「モンゴル族、回族及びその他の全ての民族を動員して、民族自決、民族自治の原則の下で、共同で抗日する」<sup>14</sup>ことを提唱した。1938年10月、毛沢東による「新階段を論じる」報告では、「モンゴル、チベット、回、ミアオ、ヤアオ、イ、パンの各民族は漢族と

平等であり、共同で抗日し、自らのことを自分で管理する権利があり、同時に漢族と聯合して、統一した国家を成立させること」と言い出した。中国の学者でもある金炳鑄は、これを「中国の各民族は、統一した国家を成立させることを明確にし、共産党の民族政策を更に明確にした。しかるに、共産党の民族政策は、民族を分離したり、連邦制国家を成立することではなく、むしろ民族の独立及び連邦制を廃止し、民族区域自治理論を作ろうとしたのである。ここで言われている『自ら自分のことを管理する権利』とは、統一した国家の中で、中央政府の統一した管理の下での民族区域自治の権利である」<sup>15</sup>とまとめている。1940年4月、中国共産党西北工作委員会が、回族に対して「回族と漢族及びモンゴル、チベット、パンなど各民族は、平等の原則で共同抗日する、つまり共同で三民主義の新しい共和国づくりを目指す」<sup>16</sup>と提案した。また、「モンゴル族問題についての提綱」では「モンゴル族と漢族、回、チベット、ウイグル族など国内の各民族は、平等で共同抗日すると、同時に、共同聯合して、三民主義の新しい共和国を成立させる」<sup>17</sup>と言い出した。その後の1941年5月の「陝甘寧辺区の施政綱領」、さらに1945年4月24日の毛沢東の中国共産党第七次大会報告などは、上に述べた内容と同じく、漢族と連合して抗日し、共同で新國家を成立させることを目的に主張していた。

1945年10月23日に発表された「中国共産党中央委員会が行った内モンゴル工作に対する方針を晋、察、冀中央局へも指示する」では、「内モンゴルに対しての基本方針は、今の時代では、区域自治を実行することになる。まず、最初に各旗を指導して、モンゴル人の地方自治を発動させ、組織し、自治政府を成立させる、次は、内モンゴル自治準委員会の組織を準備する、その次は盟、旗の自治運動を指導することとし、党内では、それに対する指導と政策を統一する」<sup>18</sup>、また、「我が党は内モンゴルに対しての各政策には適時、慎重にしなければならない」<sup>19</sup>と言った。

これらの内容を分析して見ると、中国共産党は民族に対しては、自治権と独立、自決、連邦国家などを認めていたが、徐々に民族区域自治制度へ変遷してきたことが分かる。この問題について、中国民族政策研究院院長である金炳錦氏は「この文献から見る限り、この時期から、中国共産党は、民族問題を処理する原則を転換させたことがいえる。すなわち、かつてなかった民族区域自治をあらたに言い出し、区域自治を基本方針にして、それを基本政策に入れること」<sup>20</sup>と論じた。

以上の(1)と(2)の分析から見ると、中国での民族の概念は、漢族中心でありながら、周辺民族の独立、自決を認められるのではなく、統一した一つの国家の中で、その他の民族を認め、統合、融合するのが目的だったのである。周辺民族の領土、主権、統治などに関して、徐々に漢族の立場から見ても主導権を把握して行くことを目指していた。

(3) 民族に関する定義や解釈は様々であるが、それらをまとめてみると、以下の共通点がある：民族は「信仰、習俗、生活、習慣などへの帰属意識（アイデンティティー）を共有し、特徴ある統一的な生活様式、文化的伝統、とくに統一言語を有する社会集団である」<sup>21</sup>。民族は、言語、風俗などの共通文化圏を形成しており、文化的な統合によって成立した集団でもあると言える。これ以外に、「民族」成立の要件には、複雑な歴史的背景と政治的背景も無視できない。

更に、かつてスターリンは「民族とは人々が形成する、共通の呼称、共通の言語、共通の地域、共通の経済生活、共通の民族意識、民族感情を持つ安定的共同体である」<sup>22</sup>と民族について定義した。一方、中国における「民族」という概念は、「清朝末期の1899年に、近代の啓蒙的学者であり、政治家である梁啟超によって日本から導入されたもので、これは日本においてnation概念の訳語として使用されてきたもの」<sup>23</sup>と言われる。だが、時代の流れに従って、中国の「民族」の概念を様々な内容で表わすようになった。中国にお

ける民族概念は、スターリンの定義<sup>24</sup>や、現代の学問的概念としての民族定義にも当てはまらないのである。以上のような前提の上で、中国における民族について考えると、それは次のような特徴を持っている。①、地域—民族形成の基礎であるが、地域的な分散が人々の共同体の分裂を意味しない。②言語—民族識別の主要な根拠の一つだが、共通の言語でなければ民族共同体ではないと言えない。③経済生活—民族特徴の重要な特徴のひとつだが、ずっと以前からある経済センターは多民族共通のものである。④文化心理要素—民族識別工作において他の標識と比べてずっと重要である<sup>25</sup>。

以上のような基準に基づいて、中国政府は、建国初期から民族の識別工作を進めた。また「少数民族」構成が複雑であり、民族の社会発展レベルが遅く、少数民族の人口が全国人口の6.06%<sup>26</sup>を占めるわりには「大分散、小集住」<sup>27</sup>的な状況で、全国土の60%<sup>28</sup>に散在している、などの少数民族の特徴を考慮しながら、民族識別が行われたという。

### III-2 「少数民族」の認定

中国政府は、民族訪問団を設立して、周辺地域に派遣し、民族調査を行った。その民族地方訪問団の目的は、以下の3点である。

- (1) 国民党時代に差別されてきた辺境民族を慰問する。
- (2) 共同綱領など新民族政策を周知させる。
- (3) 現地社会調査、言語調査を行ってエスニック・グループを「民族」に認定できるかどうかを判断する3点である<sup>29</sup>。

民族訪問団は、「周辺地域の少数民族らに、新政権、新民族政策などを知ってもらい、各民族は平等であるというスローガンを提唱しながら、現地社会を調査、言語調査して、その結果、中国政府に、民族としての認知が求められた400余りのエスニック・グループに對して、民族として識別することができるかどうかを判断した」<sup>30</sup>と言われている。

中華人民共和国の建国初期には、モンゴル

族、回族、チベット族、ウイグル族、満州族、朝鮮族、ミャオ族、イ族、ヤオ族など9つの民族が存在していた。その他に、民族識別工作によって、中国政府は「1954年までに、チワン族・カザフ族・タイ族・トイ族・トン族・ペー族・ハニ族・リー族・リス族・ワ族・ガオシャン族・トンシャン族・ナシ族・ラフ族・スイ族・ジンポ族・キルキス族・トゥ族・タジク族・エウェンキ族・ボウアン族・チャン族・サラ族・ロシア族・シボ族・ユーフ族・オロチヨン族の以上27グループを民族として新たに認知した。また1965年までに、トジャ族・ショオ族・ムーラ族・ダフル族・コーラオ族・ブーラン族・アチャン族・ブミ族・ヌー族・バラウン族(後にドーアン族と改称)・キン族・ドールン族・ホジエン族・メンパ族・マオナン族・ロッパ族の16グループを新たに民族として識別した」<sup>31</sup>。以上の結果で、中国では、漢族と54の少数民族が存在することになった。しかし、1979年になって、最後に中国政府によって承認された少数民族は、ジノー族である。それで1965年の、いわゆる54の少数民族が存在しているという定義がなくなり、「中国は、漢族以外に、55の少数民族が認定されたのである」<sup>32</sup>。中国でいう少数民族とは、圧倒的多数を占める漢族と比べて、相対的に、人口が少ない民族、エスニック・グループのことを言う。

このように、中国では、民族識別工作を通じて、民族は、中国政府の認識工作によって「上から作られた」<sup>33</sup>存在であると言える。中国において「民族」とは、政府によって作られた政治的存在である<sup>34</sup>とも言われている。建国初期の中国政府には、行政面・政治面でも民族識別工作が必要であったと考えられる。毛沢東は「中国では少数民族は全くことができない、中国には何十の民族が存在する。少数民族が集居する地域は、漢族が集居する地域よりはるかに広くて、数多くの資源が眠っている。我が国の国民経済建設は、少数民族経済から離れてはいけない」<sup>35</sup>と言ったことがあるという。確かに「少数民族の殆

どが、資源が豊かで、人口が希薄な国境周辺地域に集中しているため、中国が、少数民族を国家の一員にして、国家統合、経済統合をなし遂げるためにもまた、國家の安全保障にとっても極めて重要だった」<sup>36</sup>と言える。以上は、中国政府が民族識別工作を急いで進めた理由であると思われる。鉱物資源で言えば、内モンゴルの稀土は全国一であり、石炭埋蔵量は山西省について二位、広西チワン族自治区は、錫の埋蔵量で全国一、アルミニウム(铝)、マンガン(锰)の宝庫である。チベットも、硼砂とクロム(铬)が全国一、銅の産出量は全国三位、また新疆地方では、タリム盆地の油田をはじめ、ウラン(铀)などの希少金属、有色金属のような資源がきわめて多い<sup>37</sup>。

民族といえば、一つ一つの民族が、ほかの民族とはまったく違うように思われるが、中国の場合は、各民族が必ずしもそうではない。歴史からみても中国領域では、もともと56の民族が存在していたわけではなく、中国が成立する前から存在していた民族もいれば、中国政府に認識された民族も存在し、その民族構成は非常に複雑である。回族は、文字も、言語も、地域も、経済生活も固有のものは持たない、と言われている。55の少数民族のうち、回族のほかに満族も、自分の文字、言語を持たずに中国語を使っている。また中国政府によって公認されていない民族は、中国では民族としては認められていないのである。内モンゴルの西部地域に、モンゴル刀つくりの鉄匠のモンゴル系の民族がいた。彼らの作ったモンゴル刀は品質的にもよくて、モンゴルの伝統的な刀であり、大変有名だった。1956年に中国政府からこの地域のモンゴル族を「保安」<sup>38</sup>族と識別して、モンゴル族の中から切り離した。そのため、モンゴル族から切り離された部族が、中国政府によって「保安」族という別の民族として誕生した。以上の例からもわかるように、民族識別の基準は、はなはだ不明確であり、自然発生的な識別というより政治的な色彩が濃いものである。

まとめて言えば、今日、中国での「民族」

という概念は、中華人民共和国が成立した後、政府が作った特徴的な名詞である。ある民族には、自らの歴史、言葉、伝統文化、「我々意識」などの要素があるが、ある民族には、これらの要素の特徴も見い出せないのである。また、中国政府に認識されていなかった民族も、かなり存在しているのは確実である。「民族」という言葉と同じように、「少数民族」という名詞も、中国政府によって作られた言葉である。チベット、ウイグル、モンゴルなどの民族は、言葉、文字、習慣、伝統文化、アイデンティティーをはじめ、漢族とは全く異なる面があるが、それらを一律に「少数民族」と名付けられたが、「中華民族」の一つのメンバー民族としてのその呼び方は、それらの民族の伝統を否定していることの一つの表現である、と考えられる。

中華人民共和国が成立してからの 60 年間、中国共産党及び中国民族研究学会は、国民党的単一民族論を「大漢族主義」と批判しながら、「中華民族の多様性」、「中国歴史の多様性」、「中華民族の一体性」などを提唱し、また中国共産党の「民族区域自治制度」は、正確な政策論と言われている。一年の間に中国国内では、「民族」についての論文は 1000 以上書かれている。これら多数の論文は、中国の共産党の機関雑誌、大学の学術誌などに掲載され、それらの論点は著しく同じである。それらの中では、文化人類学の学者である費孝通の「中華民族多元一体化構成」（中国語では「中華民族多元一体格局」）は大いに有名である。この本では、「中華民族の各民族の淵源、文化は多様であるにも関わらず、それらは命運共同体である」<sup>39</sup> ということが主張されている。これは中国共産党の「中華民族」の定義にもなっている。

中国での「民族」の概念は、西欧での民族（Nation）の概念とは違って、特別な意味をあらわす言葉になった。それは、中国の歴史、文化、社会などの背景によって、西欧とは違っているのである。中国共産党或いは中国政府によって、チベット人、モンゴル人、ウイグル

人は、自分の土地で「少数民族」にされてしまった。また、中国共産党或いは中国政府は、彼らに「区域自治権」を与え、各民族を「解放」したという言い方をするのであるが、これは極めて政治的な観点からの表現と言えるであろう。

#### IV-1 中華人民共和国憲法と民族区域自治法

中華人民共和国憲法における民族自治についての内容と、民族区域自治法の内容からみると、中国政府が周辺地域の民族に対しては、近代国民国家で行っている自治権とあまり差がない、人権、法制、経済、資源など様々な面では、よりよい権限を与えていた。この章では、以上の二種類の法律に、民族や自治に関して書かれている内容を分析しながら、それらの具体的実行がなされている、という状況を述べていく。

1、民族自治権については、以下のように書かれている。憲法第六節（第 112 条）では、「民族区域自治地方における自治機関は、自治区、自治州、自治県の人民代表大会と人民政府である」<sup>40</sup>、第 113 条では「自治が実行されている地域の民族から選ばれた代表が、自治区、自治州、自治県の人民代表になること、あるいは本行政地域に住むその他の民族も適度の人数であること」、「自治区、州、県の人民代表大会常務委員会では自治が実施されている地域の民族の者が、主任及び副主任になること」<sup>41</sup>。下線の文では、自治機関は「人民代表大会」と「人民政府」に分れる。人民代表の選挙は、農村部、町村、都市で住む人々から自由に選ばれるということではなく、上司から既に選ばれた人物に投票することである。人民政府の役人たちも、国家の公務員統一試験を受けてから就職したのではなく、人間関係や不透明な要因の上で就職したのである。これら二つの意味で、人民代表や人民政府というのは、人民の利益を代表するというには説得力が極めて弱い存在である。「自治を実行している地域の民族の者が人民代表になるということは、必ずしも少数民族の人

物ではなく、その他の民族も代表になりえることを、法律的に認可したことである。これは、前の文章と確かに矛盾していることが分かる。自治区、州、県の人民代表大会常務委員会の主任、副主任になる人物は、その地域の者から選ぶということであるが、その主任、副主任は上司から既に推薦された人物を、人民代表たちが投票して構成されているため、人民の基本的利益という民主的理念から離れて行くのが自然の成り行きであることがわかる。自治を実行している地域で、少数民族や漢族の区別はなく、地域的、マクロ的に指しているので、誰が選ばれるか、誰が選ばれないかは非常に曖昧である。また、上の文章から理解すれば、中央政府は、自治区域の範囲にないにも関わらず、中央から派遣されている官吏は、自治区人民代表大会の常務委員会に入っているのが事実である。

憲法第六節（第116条）では、「自治地方の人民代表は、自治地方の政治、経済、文化の特徴に基づき、自治条例や個別条例を制定する権限がある。自治条例や個別条例を、全国人民代表大会常務委員会へ報告して、許可された以後に有効になる。すなわち、自治州、自治県における自治条例や個別条例を、自治区人民代表大会常務委員会へ報告して、許可された以後に有効になると、同時に、全国人民代表大会常務委員会へ報告してその記録に載せる」<sup>42</sup>と書かれている。この内容を分析すると、地方の人民代表大会は、上級の人民代表大会に属している、ある意味では上級から定められていることが分かる。また、この

憲法は1952年から有効になっているが、その時期から人民代表大会は確実に存在していたのである。こうして見ると、民族区域自治法が1984年から実施されたということは、中国では1952年から1984年までに該当し、自治地方について自治条例や個別条例は存在しなかったということである。民族区域自治法は1984年に発効したが、内モンゴル自治区では、この法に関連する自治条例や個別条例は未だないのである。そのため、自治法の役割は非常に曖昧であることが分かる。

憲法第六節第117条、118条では、自治地域の経済的権力について以下のように定めている。「民族自治地方の自治機関は、地方財政を管理する権限がある。國家の財政体制に属する民族自治地方の全ての財政収入は、民族自治機関に属して使用せらる。」「民族自治地方の自治機関は、國家の計画に基づき、地方的経済建設と経済事業を管理する。民族自治地方での資源開発、企業建設などの事業では、民族自治地方の利益を配慮しなければならない」<sup>43</sup>。この文章の内容から見ると、中国中央政府の財政と民族自治地方の財政は、分けられていることが明確であり、財政収入も、地方自治機関から予算化されていることが明確である。しかし、あの文章では、「国家の計画に基づき」として、前後の条例の内容を否定している。中国の行政システムからみれば、中央政府財政部と税務総局は、自治地方の財政庁（局）及び自治地方税務庁（局）との関係にスライドし、上役と部下の関係ともいえる。中央財政予算には、民族地域自治

付表IV-1 五つの民族自治区の概況

名 称	設 立 時 期	面積（万平方キロ）	区 都
内モンゴル自治区	1947年5月	118.3	フフホト
新疆ウイグル自治区	1955年10月	160余り	ウルムチ
広西チワン族自治区	1958年3月	23.67	南寧
寧夏回族自治区	1958年10月	6.64	銀川
チベット自治区	1965年9月	120余り	ラサ

地方への財政予算も含まれている。従って、民族区域自治地方の税務局の財政収入が中央財政に管理されているといえる。民族区域自治地方では、国営企業がかなり多く、ほとんどの資源開発企業は国営企業である。石油、石炭、天然ガス、不動産などの資源開発の大手企業と銀行、マーケット、鉄道、郵政、通信などの大手企業などは、地方財政収入でなく、中央財政収入になる。とくに1994年から実施した税務改革では、民族自治地方では「国税局」と「地税局」に分けて、地方財政収入の半分以上は、国税局に納付されるようになっている。

2、中華人民共和国が成立以来1984年までに、自治に関する法律はなかった。それによって、中国政府は、その間、少数民族区域の政治趨勢を見ながら、それぞれの規定を作り上げることができた。法体系が整備されたのは、1984年のことである。この法律が対象にしたのは、次の5区域（付表IV-1）と自治州、自治県である。

「民族区域自治法」は、中国の「憲法」と並ぶ国家の基本法の一つである。自治法全文は、7章67条からなる<sup>44</sup>。（2001年2月28日改修して7章73条になった）それらを表面的にみれば、中国政府が少数民族の利益を考えて作った法律という形式を探っている。その概要は以下の通りである。

(1)、自治法によれば、中華人民共和国は、統一的多民族国家であり、今までに、識別を

通じて、中央政府に確認された民族は56あるということが明確にされている。中国の各民族の人口の差は非常に大きく、そのうち漢族の人口が最大であり、他の55民族の人口は、漢族と比べると極端に少ないため、少数民族と位置づけられている。2000年の第5回全国国勢調査において、55の少数民族の人口は1億449万人で、全国総人口の8.41%を占めている。中国の各民族人民は、ともに統一的多民族国家を樹立し、悠久の光り輝く中華文明をつくり上げ、中国の歴史の発展と進歩を推し進めるために、重要な役割を果たす存在である。国の統一的指導の下で、各少数民族が集まって居住する地方に、区域自治を実行し、自治機関を設立し、自治権を行使するという、民族区域自治の制度が規定されている。中国が民族区域に自治を実行する目的は、各民族の平等、団結、互助の関係を強化し、国家の統一を守り、民族自治地方の発展を速め、少数民族の進歩を促す上で、大きな役割を果たすためであるとされる<sup>45</sup>。

(2)、改修した自治法の内容は以下の通りである。

①、「少数民族の政治的権限を保障する。自治法に少数民族の政治的権限についての条文が多い。序言、第一章、第二章、第四章、第五章では、自治機関の政治的権限を明確に規定されている。例えば、序言には「少数民族区域自治制度を実施することは、各民族人民の国家の主権者となる働きかけを發

付表IV-2 各回全国人民代表大会の少数民族代表人数表<sup>47</sup>

回数	時期	代表総人数	少数民族代表人数	総人数に占める%	少数民族の数(個)
第一回	1954年	1266	178	14.52%	30
第二回	1959年	1266	179	14.60%	30
第三回	1964年	3040	372	12.24%	53
第四回	1975年	2885	270	9.36%	54
第五回	1978年	3497	381	10.90%	54
第六回	1983年	2978	405	13.60%	55
第七回	1988年	2978	445	14.94%	55
第八回	1993年	2977	493	14.75%	55

揮させ、各民族の平等、団結、お互いに助け合う社会主义民族関係を発展させ、国家の統一を固め、民族地域自治地方と、全国の社会主义建設事業を促進せることに、大きな役割がある」<sup>46</sup>とあり、少数民族も漢族も、同じように全国人民代表大会に、一定数の代表を選挙により選び、参政することを承認している。(付表IV-2を参照)自治法第十六条では、「少数民族自治地方の、人民代表大会の中では、少数民族区域自治地方の民族の代表を除き、その行政区域内に居住しているその他の民族、とりわけ少数民族であっても、適当な一定数の代表がいなければならず、人口の少ない民族が制定する少数民族法の第十七条には、「少数民族自治区主席、自治州の州長、自治県の県長は、民族区域自治地方の少数民族の公民が担当し、民族自治地方の人民代表大会常務委員会主任、副主任は、区域自治地方の少数民族の公民が担当すべきである」<sup>48</sup>と規定している。

以上の文章では、少数民族に関する内容、とくに「自治機関の政治的権限、国家の主権、民族の平等、社会主义民族関係では、少数民族も選挙で選ばれた代表を送り、参政する」などの要点が書かれている。民族自治地方の政治的権限と国家の主権については、人民代表が選ばれている状況をみれば、これらのこととが分かるようになる。民族区域自治法に定めている人民代表については、憲法を分析した上述の文章で明確に述べているように、人民代表の選挙は、「人民」が選ぶことではなく、上役から既に定められた人物を選ぶことである。この意味では、「人民」は、国家の主権の概念との間が非常に曖昧である。民族の平等では、政治的、経済的、文化的内容が含まれている。政治的にいうと、漢族も少数民族もどちらも、人民代表を選ぶのは平等で、上役から既に推薦されている人物に投票することである。だが、漢族の場合は、自分の民族の人物に投票し、少数民族は、漢族の人物に投票する場合もある。人民代表の一定人数では、各地域に居住する少数民族人口を基盤と

して定められているのではなく、各地域の定数は、総人口の中で定められている。総人口の8割は、少数民族が居住している地域もあるが、逆に1割しか少数民族が占めていない地域もある。それにも関わらず、一律に平等の定数というのは、逆に不平等になるということである。民族関係は、普通なら、各民族の間が調和的であり、バランスを取って存在することをいう。だが、中国における社会主义民族関係というのは、各民族を含めて、一つの民族——「中華民族」を指している。中国の沿岸部では、資源企業の営みがあまり無くとも、沿岸部の経済は発展したが、そこには漢族が居住している。中西部地域には大手資源企業がかなり存在しているが、貧困問題が多く、経済的格差が極めて大きくなり、社会問題になっている。チベット族、ウイグル族あるいはモンゴル族は、ほとんど西部や北部地域に住み、漢族との経済格差は顕著である。このような状態で、「団結、互助」というのは不自然である。1959年、チベット騒動で、ダライ・ラマ法王が亡命したこと、1966年～1976年の間、内モンゴルで行った「中国共産党によるモンゴル人ジェノサイド」<sup>49</sup>及び2008年「チベット3.14騒動」と2009年「新疆ウイグル7.5事件」などは、中国の民族の平等、団結、互助政策の問題点を明確にしている。

②、自治法は、民族自治区域の経済権益を保障することについては、とくに自治法第27、28条では、「民族自治地方の自治機関は、自治地方にある草地と森林の所有権と使用権を確保する。そして、法に依って、自治地方の天然資源を管理、保護する。また開墾することや草原を破壊することを禁止する」とあり、「民族自治地方の自治機関は、法律の規定と国の統一的計画に基づいて、自治地方が開発できる天然資源を、優先的かつ合理的に開発、利用する」<sup>50</sup>とある。

③、自治法では、少数民族の風俗、習慣、言語、文字、宗教などの権利を保障している。第二十一条では「民族自治地方の自治機

関は、公務執行の際、その民族自治地方自治条例の規定によって、現地で通用している、一種あるいは数種の言語、文字を使用する。数種の言語、文字を同時に使用して、公務を執行する地方では、「区域自治を実行する民族の言語、文字を主体とする」<sup>51</sup>と規定している。第十一条では「民族自治地方の自治機関は、憲法と法律の規定に基づいて、少数民族の信仰の自由を尊重、保護し、少数民族公民の、すべての合法的かつ正常な宗教活動を保障する」<sup>52</sup>と規定している。また、自治法では、国は、民族自治地方が、9年制義務教育を普及させ、各種の教育事業を発展させることを援助する、とある。同時に、国は、民族大学および民族クラス、民族予科を創設して、少数民族の学生を募集する。大学と中等専門学校が新入生を募集する時、少数民族の受験生に対し、採用の要求と条件を適度に緩め、人口の特に少ない少数民族の受験生に、特別な配慮を与えることなどを明確に書いている。

④、自治法では、自治機関は、少数民族幹部と科学技術人材を育成することについて、明確に規定されている、第二十二条では「民族自治地方の自治機関は、社会主义建設事業の需要に沿って、当地の少数民族を通して、大量の各級幹部、各種科学技術や経営管理などの専業的人材や技術者を育成して、それらの役割を充分に發揮することと規定されている。とくに、少数民族の婦人について、各級幹部と各種専業人材を育成することを明確に書いている。また自治機関が従業員を採用する場合は、「少数民族の採用を優先する」<sup>53</sup>ことを明確に規定している。また自治法では、民族自治地方の対外貿易と、経済投資を行うことについて、新たな規定を設けた。それは2001年に改定された法律において、追加した特別の内容である。

中国憲法に関する「民族区域自治条例」と「民族区域自治法」を、私なりにまとめて言えば、各民族に対する民族自治ではなく、逆に、民族自決に反するものではなかろうか。各民族の政治、経済、法律面での平等、団結

などの法理は、国家という枠組みの中の、各民族の接近、融合という意味であるはずである。ところがこれは、各少数民族に対してはありえなかった。

#### IV-2 民族区域自治制度と「民族区域自治法」

民族区域自治制度は、中国の民族区域における基本的政治制度である。「民族区域自治法」は、「中華人民共和国憲法」に規定された、民族区域自治制度を実施する法律である。そのため、「民族区域自治法」は、「民族区域自治制度」の基礎である。「民族区域自治法」は、民族区域自治制度を具体化する規定である、法律的保障でもある<sup>54</sup>。中国は、中国式の社会主义政治制度を実施してきたと言いながら、周辺の民族地域には「民族区域自治制度」を実施してきたのであり、それを「一国兩制」とは言わずに、「自治制度」と名付けてきた。いわば、「民族区域自治制度」と「民族区域自治法」は、一つの問題の両面なのである。本節では、「民族区域自治制度」と「民族区域自治法」を紹介して論じる。

##### 1、民族区域自治制度が成立した歴史的背景

(1) 今日、中華人民共和国で実施されている民族区域自治制度は、1920年代に提唱され、1984年には、「健全、完全な政治制度である」<sup>55</sup>と中国共産党が提唱している。だが、中国の近現代史を振り返れば、1912年から1949年までは、中華民国時代であった。中国共産党は、1921年7月に第一回代表大会を開き、総党员57人の中から選ばれた13人が代表として参加した。1923年末には、432党员になった<sup>56</sup>。中国共産党は、成立してから1949年までの27年間、自分のパワーを見ながら、中国民衆に対し、様々な政策、提唱、主張を繰り返してきた。共産党のそれらの政策や主張は、国民党、共産党、日本と三つの勢力の変遷によって、様々に変遷してきた。とくに周辺民族に対する共産党の態度は、極めて曖昧であった。共産党は、周辺民族に対する態度を孫文の「三民主義」と戦いながら、度々変遷させてきた。

(2) 民族区域自治制度について、中国での研究によれば、中国共産党の民族区域自治制度の成立には、三つの段階がある。第一段階は、1922年7月から1936年5月までである。この時期は、「共産党は、民族についての綱領は、民族の自決権を承認し、連邦制国家を建立することであった」<sup>57</sup>。例えば、1922年7月に開催した中国共産党第二回全国代表大会で、「宣言」したこととは、「中国を統一して真正の民主国家になる。モンゴル、チベット、回疆は自治権を有し、中国は民主自治連邦になる」<sup>58</sup>。また1931年11月の「中華ソビエト共和国憲法大綱」には、「中国ソビエト政権は、境内の少数民族の自決権を承認する。弱小な民族は、中国から独立して、自らの国家を成立させることを承認する。」<sup>59</sup>と書かれている。第二段階は、1936年5月から1945年9月までである。共産党は、民族綱領で、民族区域自治を主張したが、連邦制を放棄しなかった。抗日戦争期には、連邦制を主張していたことから、民族区域自治へ変容し、非常に曖昧であった。1938年9月、中国共産党第六回第六次全国会議において、毛沢東は、「新段階を論じる」というテーマで報告した。この報告で、「モンゴル、チベット、ミアオ、ヤアオ、イ、パンなどの民族は、漢族と平等であり、共同で抗日し、自らのことを管理する権利がある。同時に、漢族と連合して、統一国家を建設することとする」<sup>60</sup>と宣伝した。1941年5月、陝甘寧辺区政府（当時は共産党政権）の「陝甘寧辺区綱領」では、「民族平等を原則に、モンゴル族・回族は、漢族との間で、政治的、経済的に平等である。そして、モンゴル・回族自治区を建設することである」と書かれている。他方、1945年6月の共産党第七回全国代表大会で採択した共産党総規約では、連邦共和国を提唱した。第三段階は、1945年9月から1949年9月までの間である。抗日戦争以後、「蒋介石は内戦を発動し、少数民族地域、とくに内モンゴル人民の解放闘争が、共産党の議題になった。1945年9月、中国共産党は、綏元モンゴル地域では、地方

的自治を組織することとし、モンゴル軍隊を創建することを指示した。1945年10月、中国共産党は、「内モンゴル地域に対して、区域自治を実施する」<sup>61</sup>と表明した。1949年9月29日、中国人民政治協商会議第一回全体会議で、「中国人民政治協商会議共同綱領」に、「各少数民族が居住している区域では、民族区域自治を実施する。民族人口の多少、区域の大小にあわせ、民族自治機関を建設する」<sup>62</sup>と規定した。共産党は、これを、当時の臨時憲法に受け入れ、周辺民族に対する基本的政治制度とした。

(3) 以上述べた(2)は、今日の共産党が研究、編集した資料に明記されている。これらの三つの段階の中身について、共産党は、第一段階は否定し、第二段階は曖昧にして、第三段階のみを肯定している。すなわち、中国共産党の周辺民族区域で民族区域自治制度を実施した理論のプロセスは、民族の自決権を肯定→中立→否定するものであった。周辺民族は、連邦共和国の連邦国であったが、1949年10月に、「人民共和国」の中における区域自治体におしゃられた。

## 2、民族区域自治制度の実施

「新中国」が成立してから、中国共産党と中国政府は、1949年9月29日に定めた「中国人民政治協商会議共同綱領」に従って、全国的に民族区域自治制度を押し広めた。

(1) 内モンゴル自治政府を改組した。政府は、「内モンゴル区域の統一を回復した」と定義している。取りあえず、中国政府の定義を分析しよう。

内モンゴル自治区が成立した当初の中国大陸は、「解放戦争」<sup>63</sup>の時代であった。中国における内モンゴル区域についての研究者の定義は、当初、内モンゴル地域は、すでに解放された東部のフルンボール、ナオン・ムレン、ヘンガン、シリングル、チャハルなど五つの盟であった。1949年、元遼北省のジェリム盟、元熱河省のジョーオダ盟が内モンゴル区域に配属された。次に1952年、元チャハル省のドロン（多倫）、宝昌、化徳（ファド）が内

モンゴル地域に配属された。1954年、元綏遠省が内モンゴル区域に配属された。1956年、元熱河省の赤峰(オラーンハダ)など6個県と、甘粛省のバヤンホトモンゴル自治州、エジナモンゴル自治州が内モンゴル区域に配属された。このように十年の年月を経て、内モンゴル区域を統一した<sup>64</sup>。そして、今日の内モンゴル自治区の原型が形成された。

これは、中国政府が内モンゴル区域で、自治制度を実施するために区分した地域区分であり、地理的範囲を拡大させたことではない、ということである。内モンゴル区域の一部を、行政的に区分したことである。内モンゴル区域のかつての範囲は、今日のモンゴル国ゴビ南部から、明朝の万里の長城に至る広い地域である。元の熱河省、遼北省、チャハル省、綏遠省及びバヤンホト、エジナは、昔から内モンゴルの領域であった。それ以外に、今の遼寧省の半分以上の地域、吉林省の一部、黒竜江省の一部の地域は、内モンゴル区域であった。

(2)「新中国」成立以後、中国政府は四つの自治区を成立させた。中国共産党中央委員会が、提案を行い、國務院、全国人民代表大会常務委員会が決議して、それぞれ、1955年10月に新疆ウイグル自治区を、1958年3月に広西チワン族自治区を、1958年10月に寧夏回族自治区を、そして1965年9月にチベット(西藏)自治区を成立させた。

この四つの自治区の中で、とくに、チベット自治区について、簡単に述べたい。チベット地域に関する問題は、中国の間だけではなく、世界中で注目されている。チベット自治区について、正反対の立場で論じられている資料がある。チベットの主権問題についても、正反対で論じられている。例えば、中国人民解放軍がチベット地域へ進駐したのは、「解放」なのか、「侵略」なのか、という正反対の見解がある。中国と台湾の研究者は、ほとんどの人々が「チベットは昔から中国の領土であり、中国からの分離、独立は、歴史的に正統性がない」と論じ、とくに中国の研究者

は、「中華人民共和国政府と中国人民解放軍はチベットを封建王公、宗教弾圧、農奴社会から解放した」と、論証する。中国で出版された資料や本には、政治的要因がかなり存在している。1989年の3月に、チベット自治区のラサで騒動が起こった。10月に出版された「チベット通史」には、「中共チベット自治区委員会とチベット自治区政府及び中共中央統戰部の関心と支持の下で、我々はチベット社会科学院、中国チベット研究中心の研究者、翻訳者を組織し、……この研究を完成させた。」<sup>65</sup>と明確に書かれている。中国政府がチベット自治区を建設した後に出現した、ヤハンショウ(牙含章)は、中国におけるチベット研究のオーソリティーである。彼は、これまでにダライ・ラマ14世の「ダライ・ラマ伝」を編纂した。この本の序論で、「闘争に必要な方法として、上級組織から私に、チベットの歴史についての一つの本を編纂するようにとの依頼があった。そして、反対派の恥ずべきデマに反駁し、大勢のチベット人民に、反帝国主義、愛國主義教育を行う」<sup>66</sup>と書かれていることからみると、政治的に必要な事業であったと思われる。

中国人民解放軍は、1950年からチベット地域へ侵攻し、10月7日、昌都でチベット政府軍と戦争を開始した。人民解放軍が優位に戦い、チベット軍に勝ち、チベットと中華人民共和国中央政府は、1951年4月29日に、「平和的に交渉する」ことになった。そして5月23日、中国中央人民政府の全權代表とチベット政府の全權代表が、北京の中南海で協議を行った<sup>67</sup>。この協議を、「中藏17条協議」と言う。中国から出版された「チベット通史」には、「17条協議」の具体的な内容が書かれていません。ただ、条例が定められた年日が書き込まれている。2009年3月2日、中国國務院新聞署が、「西藏民主改革50年」白書を発行した<sup>68</sup>。この白書には、「中藏17条協議」について、第11条の内容を「チベットに関する各項改革に対して、中央政府は、強制的ではなく、チベット自治政府は、自らの

意図通りに改革し、地元におけるチベット族の要求に従って、彼らの意見通りに改革することを認める」と規定している。これ以外の第4条、第16条に関する内容は、書かれていない。また、この白書には、1959年、1989年、2008年にチベット地域で起ったそれぞれの暴動については書かれていなかった。この白書は「チベット地域は、昔から、中国領土の不可分の地域である」と強調し、それが全書の筋になっている。

中国政府は、1965年9月に、チベット地域を行政的区分し、一部を、周辺の省に所属させ、残りの地域を、今日のチベット自治区として、民族区域自治制度を実施してきた。筆者は2005年8月、ラサ市でフィールド調査を行った。空港から始めたが、旅館、ホテル、商店街まで警察や解放軍の姿が見える。当地のチベット人からのインタビューによると、空港とラサ市の付近では、4万人の軍隊が居住している。ラサ市郊外と道路沿いの住民は、屋根に強制的に中国の紅旗を掲げさせられていた。9月に、政府から「チベット自治区が成立してからの40周年の祭典を開催し、その時に、中国の報道陣と外国の報道陣に見せるためだ」と申し渡された。誰かが政府の指示に従わない場合は、50元の罰金を科し、臨時刑務所へ連れていくという説明もあった。ラサ市や郊外の、20戸のチベット人家族を訪問したが、16戸の人々は、今の自治区政府に賛成する発言をしなかった。また11戸のチベット人家族は、12人の子供をインドのダラムサラへ亡命させ、さらに残りの人々の子供は、お寺やチベット学校に通わせている。そして4戸の家族は、今の自治政府について賛成するとも反対するとも言わなかつた。そして20戸の家族は、家にはパンチン・ラマの像、仏像などの飾りがあるが、ダライ・ラマの像はなかつた。理由を聞くと、ダライ・ラマの像は、街では売っていないことが一つの理由ではあつたが、それよりダライ・ラマの像を、壁に掛けた家族は、中国の法律に違反するという規定があつたことが主な原因だった。テ

レビ局からは、中国語とチベット語の二種類の言語でニュースが放送されているが、内容はほとんど一致している。またポタラ宮では、ラマの姿が見られず、観光地域として存在し、ポタラ宮以外の寺では、少数のラマ、僧侶の姿が見られた。そして商店街では、サンプルとして「八角街」に商売を営む40店を調査したが、チベット人が7割、漢族とその他の民族が3割を占めていた。ラサ市の南部にある、自動車販売、修理屋、飾り街では20店を調べたが、その内19店の店主が漢族であった。それらの漢族たちは、チベット人については悪いイメージは言わず、「チベット人は仏教」という話題が中心だった。一方、チベット人は、漢族を、悪いというイメージで話すのは、多数ではなかつた。政府に対しては、チベット人と漢族両方から肯定する言葉は聞けなかつた。自治制度については、調査した60人の中で、7割の人々は、自治と言ひながら自治の実態がないということだった。

「解放」以後、チベット自治区における教育、法律にも、政治的色彩の内容はかなりある。教育的には、「祖国の統一を守り、分離に反対する社会主义建設者と継承者を育成する」<sup>69</sup> や「小中学校に社会主义道德教育を実施する、反分裂、反浸透、反転覆、反変遷の闘争は、長期的、且つ複雑で、ある時激烈になることであるから、共産党的教育方針を実施して、社会主义的な人を育成することである」<sup>70</sup>、また「小中学校では国旗を掲げ、国歌を唱え、講演を行い、祖国観念と中華民族意識を樹立する、……生徒たちには、チベットの安定をくつがえさせている主要な要因は、ダライ・ラマ集団であり、ダライ・ラマ集団は、西方の反中華勢力の忠実な道具になっていることを強力に教える……」<sup>71</sup>などである。

下に線がある部分の「祖国」は、チベットの歴史で書かれている昔の国のことではなく、中華人民共和国を指している。「道德教育」というのは、普通の社会道德ではなく、社会主义イデオロギー式の道德を指している、つまりそれは、中華人民共和国を愛すること、

共産党に忠誠を誓うこと、集団主義を提唱し、個人の利益と個人の権利を否定し、国家や集団の利益のために、個人の利益を犠牲にすることを正義としている。また少数民族は、多民族のために犠牲になってしまっても、それは道徳的倫理である。そして国を愛することに、善と惡の基準ではなく、我々の国家の立場に反対するすべての国家は、我々の敵である。ダライ・ラマ集団に反対していない人々は、道徳のない人物である。そして赤い五星旗は、我々の国旗であり、それに対して、毎週の月曜日に、すべての生徒と教師たちが、莊厳な儀式で誓うのは学校の道徳である。反分裂、反浸透、反転覆、反変遷というのは、中華人民共和国から分離することであり、それは道徳のない行動である。そして西洋の民主国家の自由、民主、人権、法制などの基本的価値観が、チベット地域へ浸透することに反対し、西洋国家の記者、ジャーナリスト、マスコミに対して厳しく応対することは、道徳的である。また西洋の先進国が、お互いに連盟して中国政府に反対し、中国の国家政権を転覆させようとしていることに対して抵抗するのは道徳的であること。とくに我々の社会主義国家を、民主国家、資本主義国家へ変遷させることに反対することは、道徳的であることである。

その一方、1959年のチベット騒動から1989年のチベット騒動及び2008年の騒動まで、チベット亡命政府とほかの国々のチベットに対する立場は、チベット地域の主権だけの問題ではなく、中国政府のチベット人とチベット文化に対する政治的政策にも不満なのである。ダライ・ラマの代表団と中国政府との間の8回の交渉は、新たな進展につながらなかったため、一部のチベット人は、高度自治への道を締め、独立へ向かうようになった。

以上の分析からみると、中国政権とチベット自治区政府に対するチベット人の態度は非常に曖昧、また不満であることが明らかになった。つまり、チベット地域で中国政府が実施してきた民族区域自治制度は、成功しなかった。ここでは5つの省レベルの自治区の

ことを述べたが、それ以外の小さい低いレベルの自治行政機関のことを述べることが出来なかつた。

## V まとめ

本稿で中国における民族区域自治制度の特徴とそれが具体的にどの様に実施されているかを取り上げ、いくつかの問題を指摘した。すなわち自治とは自分のことを自分で解決することであるが、中国での自治という概念はそれとはかなり違がある。そして、中国における民族という言葉の概念、中国における「少数民族」を認定した過程、非漢民族の民族に対する「自治制度」の実施、中国における「民族区域自治法」と「憲法」の関係などを検討・調査することにより、中国で言われている民族区域自治制度は日本やその他の国で実施されている自治とは違うことを解明した。中国における民族の概念には大変かたよった政治的意味が含まれ、従って「民族区域自治制度」や「民族区域自治法」が具体的に実施されている実態を見ると、「民族」とか「自治」で通常意味されていることとはかなりの距離があることが判明した。

## 註

- 1 Ruth Lapidot 著、「Autonomy:potential and Limitation」Journal of Group Rights1、1994年、277頁、王鉄誌、沙伯力 編「The Regional Autonomy of Ethnic Minorities in International Vision」、民族出版社、2002年、北京、211頁。
- 2 「小六法」、平成16年版、有斐閣社、217頁。
- 3 王鉄誌、沙伯力主編「The Regional Autonomy of Ethnic Minorities in International Vision」、民族出版社、2002年、北京、295頁。(Margherita Cogo 著「Peaceful co-existence end co-operation od different ethnic groups」)
- 4 Gurutz Jauregui 著「Political Autonomy

- and Ethnic Conflict in Spain---The Basque Case」, 王鉄誌、沙伯力 編「The Regional Autonomy of Ethnic Minorities in International Vision」、民族出版社、2002年、北京、304頁。
- 5 丸山敬一 著「民族自決権の意義と限界」、有信堂高文社、2003年、4頁。
- 6 少数民族：この論文で、少数民族と言い方は中国政府から名づけられた政治的名詞である、中国では漢族以外の民族の人口は漢族と比べると相対的に少ないと、漢族は他民族を彼らより小さいというイメージするため「少数」という。実は漢族以外の民族は少数民族ではなく、その地域の原住民である。中国のいわゆる学者たちが「少数民族」とよく使えるから、筆者がそれにより「少数民族」という名詞を使ったこと。
- 7 孫文「中華民国臨時大統領宣言書」、「孫中山選集」（中国語版）、人民出版社、1981年、北京。
- 8 孫文「孫中山全集」第7卷、「中国国民党宣言」より、原書房、東京、1967年。
- 9 中共中央統戰部「民族問題文献編集」（漢語版）、中共中央党校出版社、1991年、北京、「中国共产党第二次全国代表大会宣言」より。
- 10 同上書、18頁。
- 11 同上書、22頁。
- 12 同上書、26頁。
- 13 中共中央統戰部「民族問題文献編集」（漢語版）、中共中央党校出版社、1991年、北京、166頁。
- 14 同上書、553頁。
- 15 金炳鑑 著「中国共产党民族政策发展史」、中央民族大学出版社、2006年、北京、232頁。
- 16 中共中央統戰部「民族問題文献編集」（漢語版）、中共中央党校出版社、1991年、北京、655頁
- 17 同上書、667頁。
- 18 中共中央統戰部「民族問題文献編集」（漢語版）、中共中央党校出版社、1991年、北京、964頁。
- 19 同上書、965頁。
- 20 金炳鑑 著「中国共产党民族政策发展史」、中央民族大学出版社、2006年、北京、234頁。
- 21 高崎通浩『世界の民族地図』、作品社、1997年、31頁。
- 22 同上書（注1）、67頁。
- 23 劉正愛『民族生成の歴史人類学－満州・旗人・満族』、風響社、2006年、43頁。
- 24 スターリンの「民族」に関して、民族は、言語、地域、経済生活および文化の共通性の内に現れる心理状態の共通性を基礎として生じたころに、歴史的に構成された人々の堅固な共同体であるという定義である。
- 25 黄光学『中国的民族識別』（中国語版）、民族出版社、1995年、128－140頁。
- 26 中華人民共和国統計局により1954年11月1日に行われた第一次全国人口調査のデータである。ホームページ <http://www.stats.gov.cn> を参照。
- 27 中国における少数民族の特徴であり、具体的な数字とデータは同上注を参照。
- 28 前掲書（注20）、<http://www.stats.gov.cn> を参照。
- 29 徐万邦・祁庆富『中国少数民族文化通論』（中国語版）、中央民族出版社、2006年、45頁。
- 30 毛里和子、『周縁からの中国－民族問題と国家』、東京大学出版会、1998年、74頁。
- 31 毛里和子、『周縁からの中国－民族問題と国家』、東京大学出版会、1998年、93頁。
- 32 同上書、94-96頁。
- 33 同上書、88－92頁。
- 34 劉正愛『民族生成の歴史人類学－満州・旗人・満族』、風響社、2006年、44頁。
- 35 徐万邦・祁庆富『中国少数民族文化通論』（中国語版）、中央民族出版社、2006年、403頁。
- 36 同上書、405頁。
- 37 周清澍、『内蒙古历史地理』（中国語版）、内蒙古大学出版社、1994年、56頁。
- 38 費孝通などが参加した民族訪問団による民族識別で識別された。保安族はモンゴル系であり、モンゴル語を使い、遊牧生活を営んでいた。
- 39 費孝通 著「中华民族多元一体格局」、北京、

- 中央民族大学出版社、1989年、6頁。
- 40 全国人民代表大会常务委员会法制事務委員会 編「中和人民共和国法律編集」、民族出版社、2004年（モンゴル語版）、117頁。
- 41 同上書、118頁。
- 42 同上書。118頁。
- 43 同上書。119頁。
- 44 中華人民共和国国务院「中華人民共和国民族区域自治法」、民族出版社、2001年。
- 45 「中国の民族区域自治白書」、中華人民共和国国务院新聞事務室、2005年2月28日発行。
- 46 「民族区域自治制度の発展」、「中華人民共和国民族区域自治法」序言。民族出版社、2001年、p 258。
- 47 「中国民族文化百科」、中国民族摄影藝術出版社、1998年、p 1135。
- 48 「民族区域自治制度の発展」、「中華人民共和国民族区域自治法」序言。民族出版社、2001年、p 285。
- 49 アラタンデレハイ原著、楊 海英 編訳、「中國共産党によるモンゴル人ジエノサイド実録」、静岡大学人文学部「アジア研究プロジェクト」、2008年6月、目次より。
- 50 「民族区域自治制度の発展」、「中華人民共和国民族区域自治法」第二十七、二十八条。民族出版社、2001年、p 297。
- 51 「民族区域自治制度の発展」、「中華人民共和国民族区域自治法」第二十一条。民族出版社、2001年、p 295。
- 52 「民族区域自治制度の発展」、「中華人民共和国民族区域自治法」第十一条。民族出版社、2001年、p 290。
- 53 「民族区域自治制度の発展」、「中華人民共和国民族区域自治法」第二十二条。民族出版社、2001、p 290。
- 54 王戈柳、陳建樾「民族区域自治制度の発展」、民族出版社、北京、2001年、1～2頁。
- 55 同上書、4頁。
- 56 辛灝年 著「Which is the new China」Blue sky publishing house U.S.A.1999年、ニューヨーク、156頁、374頁。
- 57 同上書、3頁。
- 58 中共中央統戰部「民族問題文献編集」（漢語版）、中共中央党校出版社、1991年、北京、18～19頁。
- 59 同上書、279～280頁。
- 60 同上書、595頁。
- 61 王戈柳、陳建樾「民族区域自治制度の発展」、民族出版社、北京、2001年、5頁。
- 62 中共中央統戰部「民族問題文献編集」（漢語版）、中共中央党校出版社、1991年、北京、1289頁。
- 63 中国の歴史教科書では、1945年9月から1949年9月までの歴史について解釈はほかの国の歴史と違う解釈している。香港、マカオ、台湾での教科書はほとんど日本、アメリカ、ヨーロッパの歴史教科書での解釈と同じである。中国の解釈は「蒋介石が国内戦争を発動し、共産党に対して戦った」と書かれている；「人民解放軍は蒋介石との戦争は正義戦争、解放戦争」と定義している；「解放戦争時期」とも言う。
- 64 王戈柳、陳建樾「民族区域自治制度の発展」、民族出版社、北京、2001年、4頁。
- 65 恰白・次旦平措、諾張・吳堅、平措次仁著、陈庆英、格桑益西、何宗英、许德存译《西藏通史》（上、下）西藏古籍出版社、2004年第2版 拉萨 1052頁（後書き）。
- 66 牙含章《达赖喇嘛传》、人民出版社出版、1984年、北京、21頁。
- 67 恰白・次旦平措、諾張・吳堅、平措次仁著、陈庆英、格桑益西、何宗英、许德存译《西藏通史》（上、下）西藏古籍出版社、2004年第2版 拉萨 1009～1012頁
- 68 中華人民共和国国务院新聞事務室サイトより、平成21年5月18日 <http://www.scio.gov.cn/gzdt/lhd/200903/t271877.htm>
- 69 西藏自治区教育研究所、西藏自治区教育学会编《西藏自治区教育法律法规选编》、西藏人民出版社、1999年 拉萨、395頁。公文書「チベット自治区党委、自治区政府はチベットの教育を改革する、発展させる決定」（1993年3月17日）より。
- 70 同上書、507頁。公文書「チベット自治区教

育事業九五計画及び 2010 年発展企画」(1996  
年 6 月 20 日) の通知より。

71 同上書、550 頁。公文書「关于全面加强和改  
进全区中小学德育教育工作的意见」。(1997  
年 10 月 8 日) より。